

令和 3 年度 事業報告書

令和 3 年度（以下「本年度」という。）においては、主要な事業の一つである商事仲裁及び商事調停について、広報活動を強化するために、オンラインセミナーの開催や外部団体主催セミナーへの講師派遣等を積極的に行った。また、仲裁制度を利用者にとってさらに利用しやすいものとするべく、少額紛争案件に対する管理料金の引下げ、迅速仲裁手続の対象案件の拡大等の改正に着手した。

もう一つの主要事業であるカルネ事業については、カルネ発給の電子申請システムの運用を令和 2 年 1 1 月から開始し、その活用の普及啓発を図った上で、令和 3 年 6 月から紙での発給申請から完全にオンライン申請へ移行した。カルネ事業は、引き続き新型コロナウイルスによる展示会の中止・延期、渡航不可などの影響が続く中、発給件数 2, 1 6 3 件（対前年度比 3 3. 8 % 増）と上昇がみられたが、対通常年度比（平成 3 0 年度及び令和元年度平均値）では件数で 7 1. 8 % 減、収入では 6 7. 5 % 減といまだ回復したと言える水準には達していない。

本年度に実施した主な事業は、下記のとおりである。

I. 仲裁及び調停事件の処理

1. 仲裁事件

仲裁の申立件数は 1 4 件であった（図 1）。

上記 1 4 件は、いずれも商事仲裁規則に基づく事件である。また、これらの事件のうち、日本企業と外国企業間の紛争は 1 1 件、日本企業間の紛争は 3 件、うち 2 件は、海外企業の日本子会社と日本企業間の紛争である。

終結事件数は 1 0 件あり、うち 6 件が仲裁判断、4 件が当事者間の和解による申立ての取下げにより終結した。

当協会の仲裁収入となる各申立ての管理料金の合計額は、3, 0 1 0 万円となった（図 1）。本年度の申立件数は、対前年度比 2 2. 3 % 減、管理料金収入は対前年度比 5 3. 2 % 減となった（図 1、表 1）。なお、管理料金の合計額には、昨年度に申立てのあった事件について請求金額が変更されたことにより、本年度に支払われた約 1 5 4 万円の追加の管理料金が含まれている。

図1 10年間の申立件数及び収入の推移

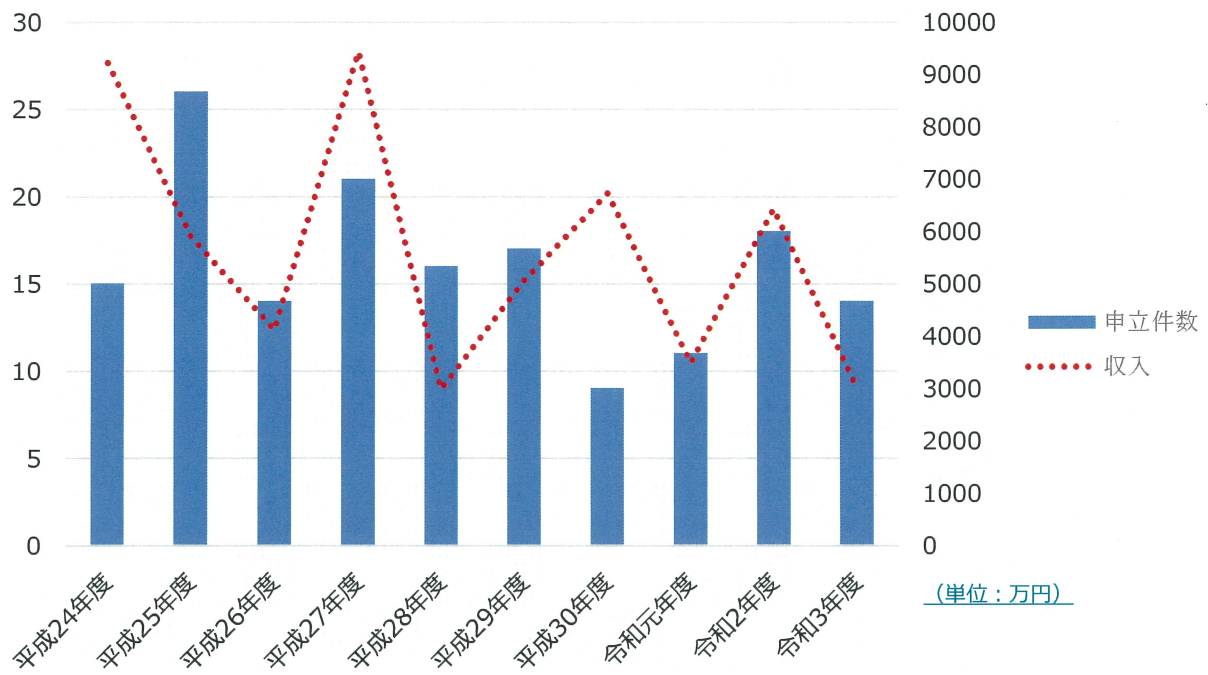


表1 請求金額ごとの申立件数

請求金額及び 請求の経済的価値	件数	
	令和3年度	(参考)令和2年度
1000万円以下	0	0
1000万円超 5000万円以下	3	4
5000万円超 1億円以下	1	0
1億円超 3億円以下	4	3
3億円超 10億円以下	2	2
10億円超 50億円以下	2	3
50億円超 100億円以下	0	0
100億円超	0	0
経済的価値の算定 ができない、 または極めて困難 である請求	2	6
合 計	14	18

表2 当事者の国籍

申立人		被申立人	
所在国／地域	人数	所在国／地域	人数
日本	11	日本	6
米国	2	中国	3
イタリア	1	米国	2
英領バージン諸島	1	ベトナム	2
		イタリア	1
		韓国	1
		タイ	1
		台湾	1

表 3 契約類型

契約類型	件数
業務委託	3
売買	2
製造委託	2
株式譲渡	2
保証	1
ライセンス	1
金銭消費貸借	1
和解	1
その他	1

2. 調停事件

令和2年2月1日より施行した商事調停規則に基づく調停事件の申立件数は1件であった。

当該1件は海外プロジェクトを巡る日本企業間の紛争であり、和解により終結した。

II. 協会の仲裁・調停制度の改革に向けた新たな試み

仲裁の一層の発展のための各方面での動きに応え、利用者の多様なニーズに応えることのできる仲裁制度とすることを目的とし、本年度は以下の新たな取組みを行った。

1. 迅速仲裁手続、管理料金規定の改正並びに仲裁人選任業務を行うための規則の新設

従前の仲裁規則の改正及び新たな規則の新設を行うことで、利用者にとって協会の紛争解決サービスをより利用しやすいものとした。具体的には、以下のとおりである。

(1) 迅速仲裁手続の改正

企業にとって仲裁を利用するメリットの一つは、紛争を迅速に解決できることであり、迅速に解決することができれば紛争解決コストも少なく済む可能性が高いことから、極めて重要な要素である。協会の仲裁手続を全体としてさらに迅速化し

ていくために、他の仲裁機関の規則も参照しつつ、商事仲裁規則及びインタラクティブ仲裁規則のもとでの迅速仲裁手続の適用対象事件を拡大するため、紛争金額の上限を3億円に引き上げることを含めた改正を行った。

(2) 仲裁人選任規則 (Appointing Authority Rules) の制定

アドホック仲裁を行う合意の一部として、仲裁人選任を協会に託す合意をする場合、また、他の仲裁機関の仲裁規則による仲裁を合意しつつ、仲裁人選任については協会に託する合意をする場合に、このような業務を行うために特化した規則を新設した。

(3) 管理料金規定の改正

数百万円規模の少額事件についても仲裁による解決が管理料金の点で不合理とならないようにするため、管理料金に関する規定(商事仲裁規則及びインタラクティブ仲裁規則の各第103条1項並びにUNCITRAL仲裁管理規則第24条1項)を改正した。

上記規定の改正及び規則の新設までの具体的な経緯としては、昨年度に引き続き「JCAA規則改正・制定等検討委員会」において規則案の検討を行った。その検討を踏まえた規則案について、令和3年4月9日から5月12日かけてパブリックコメントを募集し、頂いたコメントを参考に修正した規則案について、同年6月7日に開催された協会理事会の承認を得て、同年7月1日より施行した。

「JCAA規則改正・制定等検討委員会」委員名簿(敬称略・50音順)

委員長 山本和彦(一橋大学教授)
委員 出井直樹(弁護士)
委員 垣内秀介(東京大学教授)
委員 ダグラス・K・フリーマン(弁護士)
委員 森 大樹(弁護士)

2. 仲裁人候補者データベースの一層の充実

仲裁人・調停人候補者データベースについて、仲裁人候補者として相応しい候補者を追加登載し、データベースを充実させた。その結果、登載者の数は、仲裁人については412名(うち、日本人113名、外国人309名)、調停人については233名(うち、日本人88名、外国人145名)となった。

Ⅲ. 仲裁・調停及び紛争予防等に関する普及啓発事業

1. 日本企業(社内弁護士を含む)を対象にした事業

仲裁・調停制度を普及啓発するため、協会主催又は外部機関との共催により紛争解決セミナー、英文契約セミナー及び貿易実務/国際取引セミナーを開催した。

【4月】

- 英文契約セミナー「英文契約の実務 ～総論・一般条項編～」
講師：長谷川俊明（長谷川俊明法律事務所代表弁護士）
実施日：4月20日
登録人数：500名／参加者数：416名
YouTube再生回数：1,726回（配信終了）
- 国際紛争解決セミナー基礎編「はじめて学ぶ、国際仲裁 ～具体例から見たJCAA仲裁の実務と実際～」
講師：小川新志（JCAA 仲裁調停部課長）
実施日：4月26日
登録人数：500名／参加者数：393名
YouTube再生回数：1,721回（配信終了）

【5月】

- 貿易実務セミナー「成功する国際ビジネス交渉の基本ルールと注意点」
講師：亀田尚己（同志社大学名誉教授）
実施日：5月7日
登録人数：500名／参加者数：393名
YouTube再生回数：1,067回
- 国際紛争解決セミナー応用編「国際仲裁の実践的活用法 －仲裁実例に基づいた戦略・戦術・注意点」
講師：国谷史朗（大江橋法律事務所代表弁護士）
実施日：5月28日
登録人数：477名／参加者数：379名
- 法務省、JIDRC、JCAA 共催セミナー：「仲裁地としての日本の魅力 －日本を仲裁地とする国際仲裁の拡大のために－」
講師：道垣内正人（JCAA 仲裁・調停担当理事）他
実施日：5月31日
登録人数：556名／参加者数：380名

【6月】

- 国際紛争解決セミナー「国際商事調停の基礎と実践」
講師：宮武 雅子（ブレイクモア法律事務所弁護士、慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
実施日：6月10日
登録人数：317名／参加者数：241名
YouTube再生回数：512回

- 東京国際法律事務所・JCAA 共催セミナー「国際紛争解決セミナー「ケーススタディで学ぶ国際紛争・国際仲裁の基礎と実務 ～M&A、製品供給契約（製品瑕疵）、建設契約事案を題材に～」
講師：森幹晴（東京国際法律事務所弁護士） ほか 2 名
実施日：6 月 15 日
登録人数：517 名／参加者数：405 名

【7 月】

- 法務省・在中国日本国大使館・JIDRC・JCAA 共催「国際仲裁ウェビナー ～中国関連ビジネスを中心に～」
講師：小川新志（JCAA 仲裁調停部課長） 他
実施日：7 月 1 日
登録人数：482 名／参加者数：365 名
- 英文契約セミナー各論編「国際販売店・代理店契約の勘所と主要条項の解説」
講師：児玉実史（北浜法律事務所弁護士）
実施日：7 月 7 日
登録人数：388 名／参加者数：309 名
YouTube 再生回数：197 回（登録者限定。配信終了）
- 国際取引セミナー「米中情勢を踏まえた中国企業との取引 ～日本企業の経済安全保障的法務～」
講師：中川裕茂（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業弁護士）
実施日：7 月 20 日
登録人数：371 名／参加者数：292 名
YouTube 再生回数：152 回（登録者限定。配信終了）

【9 月】

- 英文契約セミナー各論編「海外取引における秘密保持契約の実務」
講師：小林和弘（大江橋法律事務所弁護士）
実施日：9 月 1 日
登録人数：612 名／参加者数：517 名
YouTube 再生回数：182 回（登録者限定。配信終了）
- 貿易実務セミナー「三国間貿易（仲介貿易）の実務とトラブル対応」
講師：芳賀淳（合同会社トロ代表、貿易アドバイザー協会会員）
実施日：9 月 22 日
登録人数：517 名／参加者数：408 名
YouTube 再生回数：756 回

【10 月】

- 英文契約セミナー「英文契約の実務 ～総論・サステナビリティを向上させる一般条項編～」
講師：長谷川俊明（長谷川俊明法律事務所代表弁護士）
実施日：10 月 14 日
登録人数：569 名／参加者数：416 名
YouTube 再生回数：663 回
- 仲裁セミナー「自信をもって仲裁をご利用頂くための最初のステップ」
講師：小川新志（JCAA 仲裁調停部課長）
実施日：10 月 21 日
登録人数：264 名／参加者数：196 名
YouTube 再生回数：227 回（4 月 26 日開催の基礎編をベースに本セミナーの情報を加味して編集した仲裁の説明動画集を 3 月 10 日より配信開始）

【11 月】

- 仲裁セミナー「企業法務から見た国際仲裁の現状と仲裁地としての日本」
講師：藤田和久（三菱商事株式会社 理事・監査部長）
実施日：11 月 5 日
登録人数：276 名／参加者数：197 名
YouTube 再生回数：104 回（登録者限定。配信終了）
- JIDRC・JCAA 主催：「国際仲裁ウェビナー～台湾関連ビジネスを中心に～」
講師：山川亜紀子（JCAA 仲裁 ADR 広報担当弁護士）
実施日：11 月 26 日
登録者数：248 名／参加者数：203 名

【12 月】

- JAA 関西支部・JCAA 大阪事務所共同主催：「模擬国際仲裁セミナー –JCAA の迅速仲裁で、より速く、より安く–」
実演者：JAA 関西支部弁護士、小川新志（JCAA 仲裁調停部課長）他
実施日：12 月 8 日
登録者：244 名／参加者数：180 名
YouTube 再生回数：170 回
- 大阪商工会議所主催、JCAA 大阪共催：中国ビジネスセミナー「海外ビジネス基本のキ ～契約書作成の重要性と紛争解決に備えて～」
講師：村上幸隆（土佐堀法律事務所弁護士）
実施日：12 月 15 日
登録者数：181 名／参加者数：122 名

【1月】

- 英文契約セミナー：「電子契約から始まるデジタル法務」
講師：板谷隆平（MNTSQ 株式会社 代表取締役・弁護士）
実施日：1月19日
登録者数：362名／参加者数：273名
YouTube 再生回数：146回（登録者限定）

【2月】

- 法務省・経済産業省・JIDRC・JCAA 共催：「国際仲裁ウェビナー ～微笑みとともにある紛争解決～（話し合い・調停・仲裁）」
講師：Miriam Rose Ivan L.Pereira（JCAA 仲裁 ADR 広報担当弁護士）他
実施日：2月22日
登録者数：433名／参加者数：286名
- 東京国際法律事務所・JCAA 共催：英文契約&国際紛争解決セミナー「国際 M&A 契約と紛争解決方法として注目される国際仲裁」
講師：森幹晴（東京国際法律事務所弁護士）ほか2名
実施日：2月25日
登録者数：409名／参加者数：298名

【3月】

- 英文契約セミナー「海外取引における製造委託（含む OEM）契約・業務委託契約の実務」
講師：井上葵（アンダーソン毛利友常法律事務所弁護士）
実施日：3月10日
登録者数：461名／参加者数：354名

2. JCAA ウェブサイトの充実化

（1）掲載情報のリニューアル

国際取引におけるスタンダードな紛争解決方法として、仲裁や JCAA 仲裁を推奨する理由についてわかりやすく解説し直すとともに、仲裁の利用にあたって知っておきたい基礎知識を、閲覧者の関心のある項目ごとに効率よく学べるように、JCAA 職員による仲裁の解説動画集を新設した。日本の地で JCAA 仲裁を選択することに対する理解に資するよう、JCAA 仲裁に関わるデータ情報を充実させた。また、ウェビナーの開催予定については、直近の予定に加えて、年度内に開催予定のウェビナー計画が一覧できるようにした。

（2）YouTube（JCAA チャンネル）での英文契約・仲裁調停情報の配信

動画による情報提供として、ユーチューブで JCAA のチャンネルを積極的に活用し、JCAA 主催の仲裁・調停セミナーについては講師の了解を得て配信し、いつでも、ゆっくり、繰り返し視聴できるよう整備し、理解の促進を図った。また、

JCAA 職員による仲裁の解説動画集と、JCAA 迅速仲裁手続を実演した模擬国際仲裁の動画も作成した。

3. 仲裁制度の普及啓発のための政策支援機関との協力

海外展開に関心があり、又は展開中の中堅・中小企業に対し、幅広く仲裁の普及啓発を行うため、政策実施機関に協力要請を行い、今年度においてこれまで以下のとおり、資料の提供や海外進出セミナーへの講師派遣を行った。

- 新輸出大国コンソーシアム担当者向けの仲裁動画提供（6月）
ジェットロメンバーズ限定 貿易実務講座シリーズ 2021 基礎編「仲裁を活用したトラブルリスク管理」
実施日：8月25日～11月25日（動画配信）
- 第4回中部地域産・学・官オンラインミーティング
実施日：2月1日
- 新輸出大国コンソーシアム：中堅・中小企業海外展開セミナー
-中堅・中小企業こそ賢く海外展開を-
実施日：3月3日

4. 商事仲裁に関する他機関主催の説明会等への講師派遣

関係機関、業界団体等に対し、仲裁の普及啓発に向け、説明の機会を求めるとともに、説明会への講師派遣の要請に積極的に応じた。【（ ） 内は主催団体】

- 「JCAA 業務紹介 ～中小企業基盤整備機構様との連携を見据えて～」
（中小企業基盤整備機構本部・関東本部 AD 全体会議）
実施日：4月22日
- 「JCAA 業務紹介 ～九州経済国際化推進機構様との連携を見据えて～」
（九州経済国際化推進機構幹事会）
実施日：4月26日
- 「JCAA 業務紹介 ～海外ビジネス紛争解決手段としての仲裁・調停の概要を中心に～」
（日本機械工業連合会関西団体協議会）
実施日：5月13日
- 「JCAA 事業紹介」（大阪産業局・中小機構近畿本部）
実施日：7月15日（7月22日まで動画配信）
- 「国際取引における紛争リスクへの備え」（経済産業省地域未来牽引企業コンシェルジュ会議）
実施日：7月15日
- 「JCAA 事業紹介」（神戸商工会議所・神戸税関・中小機構近畿本部）
実施日：9月8日
- 「海外取引のトラブルリスクへの対応について」（常陽銀行・茨城県）
実施日：9月14日
- 「海外取引のトラブルリスクへの対応について」（名古屋商工会議所）
実施日：10月27日

- 日本商工会議所青年部（Y E G）向けセミナー
実施日：3月16日

5. 業界向け説明会の実施

法務省、経済産業省の協力を得て、業界団体向けに仲裁を説明するためのウェビナーを実施した。講師は山川亜紀子弁護士（JCAA 仲裁 ADR 広報担当）他が担当した。

- 日本航空宇宙工業会
実施日：1月17日
- 電子情報技術産業協会
実施日：1月18日
- 日本医療機器産業連合会
実施日：2月7日
- 日本化学繊維協会
実施日：2月15日
- 日本自動車部品工業会
実施日：2月16日
- 日本ロボット工業会
実施日：3月25日

6. 国内専門家を対象にした事業

（1）専門誌（JCA ジャーナル）による情報発信

仲裁や調停を含む国際紛争処理や国際商取引の法務・実務に関する有益な情報提供を目的として、法律家や実務家、企業の方々を執筆者とする専門誌「JCA ジャーナル」を毎月発行し、会員を中心に配布した。昨年度から継続している連載の他、令和3年度の主な特徴は以下のとおりである。

- ベーカー＆マッケンジー法律事務所による「新時代における商事紛争解決の国際的潮流」と題する新連載を開始した。本連載ではオンラインによる手続など最新の紛争解決手続についての記事を掲載した。
- JCAA 調停規則に関する論考に加え、JCAA 仲裁規則の改正および仲裁人選任規則の解説記事を掲載した。
- 英文誌：Japan Commercial Arbitration Journal Vol.1[2020]の発行に掲載した論考のうち、特に日本の読者にも関心のあるテーマである ADR 法、Third Party Funding および倒産事件における仲裁手続の翻訳記事を掲載した。
- JCAA のインタラクティブ仲裁規則による仲裁（同規則による第1号案件）が行われたことから、その手続管理に基づいた解説記事を掲載した。

7. 海外（専門家、海外仲裁機関）向け事業

（1）海外機関主催のセミナーへの参加

海外の仲裁機関や法律事務所等が主催するセミナーに参加し、日本を仲裁地とする国際仲裁の活性化や当協会の仲裁制度について紹介した。

- DLA PIPAR 主催「The Road less Traveled : Exploring other arbitration forums in the Asia-Pacific Region」
講師：Tony Andriotis 弁護士（JCAA 仲裁 ADR 広報担当）
実施日：5月27日
- クリスフォードチャンス法律事務所主催「The Most Comfortable Seat in Asia」
講師：小川新志（JCAA 仲裁調停部課長）
実施日：9月7日
- CIArb 主催「Launch of CIArb YMG Japan Chapter」
講師：道垣内正人（JCAA 仲裁・調停担当理事）
実施日：9月28日
- カンボジア王立法経大学・名古屋大学主催：JOINT WEBINAR 2021 : Recent Trends in Arbitration in Cambodia and Japan
講師：Tony Andriotis 弁護士（JCAA 仲裁 ADR 広報担当）
実施日：10月2日
- UNCITRAL Asia Pacific Day 2021 -Bringing Arbitration to MSMEs
講師：Tony Andriotis 弁護士（JCAA 仲裁 ADR 広報担当）
実施日：12月15日
- ENERAP JAPAN 主催「JAPANESE PARTIES AND TRENDS IN ENERGY DISPUTE RESOLUTION : Panel 1 Japanese Parties and Energy Arbitration in Asia」
講師：Miriam Rose Ivan L. Pereira 弁護士（JCAA 仲裁 ADR 広報担当）
実施日：1月20日
- カルフォルニア州弁護士会主催：「California International Arbitration Week : Surfing the Rising Waves of Arbitration in Japan and California」
講師：Miriam Rose Ivan L. Pereira 弁護士（JCAA 仲裁 ADR 広報担当）
実施日：3月15日

（２）商事仲裁に関するセミナーの開催

- MIAMILAW, MIAS, JIDRC, JCAA 共催セミナー「アメリカ大陸における日本の接点：経済、国際仲裁と ADR、人材開発の観点から」
講師：小川新志（JCAA 仲裁調停部課長）
実施日：4月30日

（３）英文誌による情報発信

英文誌「Japan Commercial Arbitration Journal」の Vol.2 を発刊した（9月）
本号では JCAA のインタラクティブ仲裁規則・商事調停規則、JCAA 仲裁のための仲裁条項のドラフティング、緊急仲裁手続といった JCAA 仲裁・調停についての情報発信に加え、知的財産紛争の解決手続、判例のオープンデータ化、訴訟手続の IT 化などといった日本における紛争解決の最新状況についての論考を計 14 本掲載した。

8. 会員向けサービス事業

JCAA の会員向けに実施している法律相談・貿易実務相談の実績は以下のとおりである。国際取引に内在するリスクの所在を指摘するとともに、これを回避する手段等について助言すること、またトラブルを予防・解決するための手段や方法について助言することを目的として、下記の各種相談事業を実施した。また本年度より、本事業の管理を東京本部に一本化した。

(1) 法律相談

国際取引、国際契約等の分野に幅広い知識と豊富な経験を有する渉外弁護士が担当している。(相談件数：28件)

内容：売場契約、代理店契約、秘密保持契約等のリーガルチェックの要望が多く寄せられた。

(2) 中国・台湾・インド法律相談

トラブルに中国・台湾固有の事情が多々存在することもあることに鑑み、中国・台湾問題専門の日本人弁護士と中国及び台湾弁護士資格を有する中国律師が企業の様々な質問に対応している。また日本企業のインド進出増加に伴い、東京本部において、インド固有の様々な法的リスクに対し助言を行うことを目的として、インド専門弁護士が担当している。

(相談件数：14件)

内容：売場契約、代理店契約、業務委託契約等のリーガルチェックのほか、中国の個人情報保護法の最新情報と日本企業が行うべき対応といった相談が寄せられた。

(3) 貿易実務専門相談

ジェトロ認定貿易アドバイザーの資格を有する専門家が、貿易実務にかかわる問題についての相談への対応を行っている(相談件数：1件)。

内容：インコタームズについての相談が寄せられた。

9. 英文契約書ひな型(出版物)の販売

「そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ」は、経験豊富な渉外弁護士監修の下、英文契約書作成時に検討すべき一般的条項を網羅した上で英語及び日本語の契約条文と各条文の解説を掲載し、特に、JCAAを指定した仲裁条項について詳説した英文契約書ひな型。令和3年度の販売部数は605部。また、法律書籍のサブスクリプションを行っている事業者に対し、同シリーズの電子データの提供を開始した。

10. その他の活動実績

(1) 広報活動

- 連載記事「国際ビジネス紛争と仲裁・訴訟・調停」を横浜商工会議所季刊誌「Yokohama 商工季報」へ寄稿(4月、7月、10月)
- 日本商工会議所産業経済委員会への仲裁に関する講演動画を提供(7月)

- ジェトロコンソーシアムメルマガ 8 月号（セミナー案内と JCAA YouTube チャンネルでの
仲裁等の情報提供）
- JCAA 仲裁・調停制度に関する説明資料を「海外ビジネス EXPO2021大阪」展示
ブース用に近畿経済産業局へ50部送付（9月）

（2）研究会活動

- 名古屋事務所において、主に当協会員をメンバーとする「国際取引研究会」を以下の
テーマで開催
 - 「ビジネスと人権」に関する国連指導原則にかかる企業のリスクー 企業における
「人間の安全保障」について（5月19日）
 - 2021国際仲裁調査：「変化する世界への仲裁の適応」の紹介（7月19日）
 - 中国独禁法動向 Update および企業での実務対応状況の紹介（9月29日）
 - 国際海上物品運送に関する法と実務（11月26日）
 - 標準必須特許のライセンスをめぐる近時の諸問題（1月24日）
 - 継続的国際取引における契約上の主要論点 - 液化天然ガス取引を題材に - （3
月15日）

IV. カルネ事業

1. 全カルネ発給実績

令和3年度に入ってから緩やかな回復傾向となり、対前年度比では件数33.8%、収入37.3%と増加したが（表4、表5）、引き続き新型コロナウイルスによる展示会の中止・延期などの影響により、対通常年度比（平成30年及び令和元年度実績の平均値）としては件数▲71.8%、収入▲67.5%とコロナ禍前の水準には戻っていない。

昨年度から特例で発給を開始した、リプレイスメントカルネ（コロナ禍の下でカルネ利用者が輸出先国から物品を期限内に再輸出できない困難な状況に対応するための有効期限延長カルネ）は、多くの日本企業の輸出入の安定に資するものとなった。しかしながら新型コロナウイルスオミクロン株によるコロナ禍長期化のため、更なる延長が必要となり、関税当局と再度協議合意し有効期限を更に延長するリプレイスメントカルネの発給を開始した。

3年度末までに発給したリプレイスメントカルネは17件、2回目のリプレイスメントカルネは16件、3回目のリプレイスメントカルネは1件となっている。

また海外発給のリプレイスメントカルネに係る我が国税関の運用に関し、海外の企業・保証団体からの確認依頼についても、引き続き我が国の各税関官署と連絡・調整等を行った上で回答することにより、国内における外国発給カルネの円滑な運用に協力している。

表4 令和3年度の全カルネ発給実績

	発 給 件 数						収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	その他	計	対前年比(%)	金額(円)	対前年比(%)
4月	39	54	28	0	121	237.3	4,227,740	195.8
5月	17	63	20	0	100	285.7	3,922,940	272.7
6月	34	60	36	3	133	129.1	4,797,820	145.5
7月	32	55	53	0	140	102.9	6,049,030	119.8
8月	35	62	46	1	144	114.3	4,985,870	104.4
9月	39	97	54	2	192	120.8	6,734,820	129.2
10月	39	94	60	1	194	122.8	6,912,360	132.5
11月	47	107	36	2	192	122.3	7,267,520	124.1
12月	37	136	49	4	226	172.5	9,785,810	184.4
1月	22	250	36	1	309	181.8	11,262,140	158.7
2月	33	84	49	0	166	71.2	5,814,920	74.3
3月	31	129	84	2	246	155.7	9,357,180	159.9
計	405	1,191	551	16	2,163	133.8	81,118,150	137.3

表 5 (参考) 10年間の全カルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	(件)	対前年比 (%)	金額(万円)	対前年比 (%)
平成24年度 (2012年度)	7,566	101.7	22,428	103.5
平成25年度 (2013年度)	7,883	104.2	23,435	104.5
平成26年度 (2014年度)	7,968	101.1	23,824	101.7
平成27年度 (2015年度)	8,236	103.4	24,846	104.3
平成28年度 (2016年度)	8,364	101.6	24,635	99.2
平成29年度 (2017年度)	8,531	102.0	26,012	105.6
平成30年度 (2018年度)	8,376	98.2	26,467	101.8
令和元年度 (2019年度)	7,487	89.4	23,448	88.6
令和 2年度 (2020年度)	1,617	21.6	5,909	25.2
令和 3年度 (2021年度)	2,163	133.8	8,111	137.3

2. A T Aカルネ

(1) A T Aカルネ発給実績

全カルネのうち95%を占めるA T A条約に基づくカルネの発給は、本年度に入ってからやや回復傾向となり、前年度と比べて件数34.3%、収入は38.4%増加した(表6、表7)。

表 6 令和3年度のA T Aカルネ発給実績

	発 給 件 数						収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	その他	計	対前年比 (%)	金額(円)	対前年比 (%)
4月	36	52	27	0	115	230.0	3,971,240	185.5
5月	15	59	20	0	94	303.2	3,776,240	321.0
6月	34	58	36	3	131	129.7	4,719,120	146.7
7月	30	51	51	0	132	102.3	5,706,130	120.1
8月	35	60	43	1	139	115.8	4,831,810	105.3
9月	36	93	50	2	181	120.7	6,375,420	129.2
10月	35	89	59	1	184	121.9	6,393,360	127.9
11月	46	102	33	2	183	123.7	7,076,520	128.2
12月	36	134	44	4	218	174.4	9,360,810	180.7
1月	21	247	34	1	303	181.4	11,105,280	159.4
2月	31	83	48	0	162	71.7	5,697,820	75.9
3月	31	126	78	2	237	158.0	9,066,300	166.7
計	386	1,154	523	16	2,079	134.3	78,080,050	138.4

...

表7 (参考) 10年間のATAカルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	(件)	対前年比 (%)	金額(万円)	対前年比 (%)
平成24年度 (2012年度)	7,231	101.7	21,478	103.6
平成25年度 (2013年度)	7,523	104.0	22,344	104.0
平成26年度 (2014年度)	7,596	101.0	22,597	101.0
平成27年度 (2015年度)	7,852	103.4	23,665	104.7
平成28年度 (2016年度)	7,971	101.5	23,492	99.3
平成29年度 (2017年度)	8,128	102.0	24,821	105.7
平成30年度 (2018年度)	8,028	98.8	25,335	102.1
令和元年度 (2019年度)	7,141	89.0	22,474	88.7
令和2年度 (2020年度)	1,548	21.7	5,643	25.1
令和3年度 (2021年度)	2,079	134.3	7,808	138.4

(2) 再輸出不履行に係るATAカルネに関する輸入税等の支払い実績

①当協会発給カルネについて外国税関(外国保証団体経由)に支払った事案

35件 / 1,167万円

②外国発給カルネについて、本邦税関に支払った事案

35件 / 582万円

3. SCCカルネ(台湾向けカルネ)

(1) SCCカルネ発給実績

SCC協定に基づくカルネの発給は発給件数が少ないために、月別の前年度比は件数、収入とも変動幅が大きい、前年度より件数は21.8%、収入は14.0%増加した(表8)。

表8 令和3年度のSCCカルネ発給実績

	発 給 件 数						収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	その他	計	対前年比 (%)	金額(円)	対前年比 (%)
4月	3	2	1	0	6	600.0	256,500	13.9
5月	2	4	0	0	6	150.0	146,700	0.6
6月	0	2	0	0	2	100.0	78,700	1.0
7月	2	4	2	0	8	114.3	342,900	1.1
8月	0	2	3	0	5	83.3	154,060	0.8
9月	3	4	4	0	11	122.2	359,400	1.3
10月	4	5	1	0	10	142.9	519,000	2.4
11月	1	5	3	0	9	100.0	191,000	0.6
12月	1	2	5	0	8	133.3	425,000	3.4
1月	1	3	2	0	6	200.0	156,860	1.2
2月	2	1	1	0	4	57.1	117,100	0.4
3月	0	3	6	0	9	112.5	290,880	0.7
計	19	37	28	0	84	121.8	3,038,100	114.0

(2) 再輸出不履行に係るS C Cカルネに関する輸入税の支払い実績

- ①当協会発給カルネについて台湾税関（台湾保証団体経由）に支払った事案
1 件／ 9 万円
- ②台湾発給カルネについて本邦税関に支払った事案
0 件／ 0 万円

4. カルネ制度の普及・広報活動

(1) 当協会発行の「J C Aジャーナル」にカルネのP R 広告を掲載した。

(令和3年4月～令和4年3月)

(2) 関税協会発行の「貿易と関税」にカルネの広告を掲載した。

(令和4年1月、3月)

(3) カルネセミナーをオンラインで開催し、実施後セミナーの動画を YouTube 当協会公式チャンネルにて公開。

- ・「はじめてのA T Aカルネ活用セミナー」 (令和3年 9月27日)
- ・「オンライン申請利用登録方法と申請手順」(令和3年12月13日)

その他、他の団体の講師として当協会から派遣される際にも、仲裁事業に加えてカルネ事業についても周知活動を行うよう努めている。

5. カルネの電子申請

令和2年11月16日から運用を開始したカルネの電子申請は、紙での申請時に年間10件以上利用のあった上位44社のうち43社が登録済となり、利用登録の状況は、3月末で765社と昨年度末から547社増加した。うち137社は電子申請開始後の新規利用登録企業である。

令和3年6月から申請者の利便性向上と当協会の業務効率化のため、全ての申請を紙による発給申請から電子申請のみの受付とした。同時に利用者へのサービス向上のため、発給までの期間を審査完了時間の営業日48時間後に短縮し、当協会の会員企業の場合には、審査完了時間の営業日24時間後と更に短縮して発給している。

V. 協会全体の事業等

1. ウェブサイト及びメルマガを通じた情報発信

当協会ウェブサイト（日本語、英語対応、スマートフォンやタブレットにも対応）の継続的見直しを通じて、開催予定のセミナー情報等の最新の情報を発信するとともに、仲裁専門家や当協会会員向けのメールマガジン配信を開始することで情報プッシュ型によりHPの新しい情報に誘導するようにした。セミナー後のアンケートによると、協会メルマガの情報がセミナー参加につながったとの回答が増加しており、有効に機能し始めている。会員向けメルマガ発行実績は、3月末までに52号まで発行している。

2. 広報チャネルの拡大

国際仲裁の活性化に向けての政府の取組方針として、関係行政機関等の連携・協力により総合的かつ効果的な取組を推進するとされていることから、当協会のセミナー開催などについて効果的に広報を行うための協力を依頼している。

例えば昨年度海外向け（シンガポール、中国、台湾、タイ）セミナー開催にあたり経済産業省及び法務省の共催を得て、また外務省及び日本貿易振興機構（JETRO）の後援を得ての現地広報に当たっては、現地の大使館、ジェトロ事務所から現地企業等への情報展開の協力を得て、国内向けには経済産業省及び地方経済産業局、中小企業基盤整備機構のメールマガジンやHPへの掲載等の協力により企業へのより広範な情報展開を図った。

3. 新型コロナウイルスの感染防止及び事業継続計画（BCP）

新型コロナウイルスの職員への感染及び職員が感染した場合の来訪者への感染を防止するため、緊急事態宣言の発令に対応してテレワークの実施を極力増やし、例えばカルネの発給など協会内での作業が必要な業務についても出勤体制を分割することで、感染した場合においても業務の継続が可能となるよう努めている。

これまで事業継続計画（BCP）のために実施してきた自宅PCからのクラウド保管情報へのアクセスや業務関係先へのメール連絡の実施が、今回のテレワークの本格実施において活かされている。

4. 大阪事務所の閉鎖

令和3年6月からカルネの電子申請システムが稼働したことから、カルネ事業については東京本部に集約することとし、大阪事務所については業務効率化の観点から令和3年12月末に閉鎖し、業務の一部を大阪商工会議所に業務委託することとした。

関西地域の会員のご要望に対しては、引き続き東京本部にて支障なく対応できるようにしている。

VI. 会議の開催

1. 理事会

(1) 第46回理事会：令和3年6月7日開催（オンライン）

【決議事項】

第1号議案 令和2年度事業報告及び決算（案）について

第2号議案 新入会員の承認について

第3号議案 商事仲裁規則等の改正（案）及び仲裁人選任規則の制定（案）について

(2) 第47回理事会：令和3年6月7日開催（オンライン）

【決議事項】

第1号議案 常務理事（業務執行理事）の選定について

第2号議案 事務局長の選任について

第3号議案 役員賠償責任保険契約について

（3）第48回理事会：令和3年12月10日開催（オンライン）

【報告事項】

報告事項1 令和3年度上期の事業報告について

【決議事項】

第1号議案 事務局組織規程、事務決裁規程、公印規程、会計処理規程、マイナンバー管理規程の変更について

2. 総 会

第13回定時社員総会：令和3年6月7日開催（オンライン）

【報告事項】

報告事項1 令和2年度事業報告について

【決議事項】

第1号議案 令和2年度決算（案）について

第2号議案 理事の補欠選任について

Ⅶ. 会員等状況

1. 会 員

令和4年3月末現在の正会員数は、461社（令和3年度入会：10社、同年度退会：24社、前年度比：14社減）であり、賛助会員数は31名（令和3年度入会：4名、同年度退会：7名、前年度比：3名減）であった。

2. 役員等

役員等の就任状況は、代表理事・理事長1名、業務執行理事・常務理事1名、特定業務執行理事（仲裁・調停担当）1名、特定業務執行理事（広報担当）1名、理事23名、監事2名、最高顧問1名、特別顧問6名、顧問4名、参与5名であった。

Ⅷ. 附属明細書

・該当事項なし